

## 資料 用語解説

アルファベットと五十音順で表記をしています。

### — D —

#### 【DV】

「DV」とは「Domestic Violence」の略称で夫婦、恋人等親密な関係にある男女若しくは過去に親密な関係にあった男女間の、暴力その他の精神的、身体的又は経済的な苦痛を与える言動のことをいう。

### — N —

#### 【NPO(法人)】

「NPO」とは「Non Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称である。

したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められるが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることになる。

このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人」という。

### — Q —

#### 【QOL】

QOL (Quality of Life) は、「生活の質」と訳され、人間らしく、満足して生活しているかを評価する概念をいう。

### — あ 行 —

#### 【愛知県運営適正化委員会】

運営適正化委員会（愛知県社会福祉協議会に設置）は、福祉サービスの利用者と事業者の間で生じた苦情で、解決が困難なものについて、公正・中立な第三者機関として、苦情解決を行なっています。利用者と事業者が話し合っても解決ができない場合や何らかの理由で福祉サービスの提供者に言いにくい場合などにも申し立てることができる。

なお、すべての福祉施設等の事業者は、苦情窓口の設置が義務化されている。

#### 【アクセシビリティ】

年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることをいう。

### 【インフォーマルサービス】

家族、近所の人、ボランティア等による非公的な福祉サービスのことで、フォーマルサービスの対義語として使われます。インフォーマルサービスは、要援護者の置かれた環境、状況に応じて柔軟な取組みができる点が特徴である。

### 【居場所提供型見守り活動】

小地域で人が集まる場を活用して、要援護者等の支援を必要とする住民の見守りを実施する活動という。安城市独自の造語である。

### 【エンパワメント】

自らが本来持っている力を引き出し、意識と能力を高め、自分自身の生活を決定し、職場、家庭、地域など社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的な意思決定に十分に関わることができる力をつけることをいう。

### 【音訳】

音訳（おんやく）は音声訳の略であり、視覚障害者に対する情報保障のひとつで、文字を音声化すること、文字を声に出して読むことをいう。

## — か 行 —

### 【介護支援専門員(ケアマネージャー)】

要介護者等からの相談に応じ、その人の健康状態や家族状況、希望などを把握して、その人の立場に立って、最も適切な福祉サービスを組み合わせた計画（ケアプラン）を作成し、市町村、事業者および施設との連絡調整を図りながら、その福祉サービスが適切に受けられるように支援する者で、要介護者等が自立した日常生活を営むために必要な専門知識を有する人をいう。

### 【課題解決型の地域福祉活動】

小地域でサロンや見守り活動を通じて町内福祉委員会等が把握した支援を必要とする一人ひとりの困りごとから地域の課題を整理し、小地域福祉活動を推進することをいう。安城市独自の造語である。

### 【消えた高齢者問題(高齢者所在不明問題)】

東京都足立区で、生存していれば111歳の方が、実は30年前に死亡していたとの報道（平成22年7月30日）等を受けて、全国の自治体において高齢者の安否確認が行われた結果、死亡者や行方不明者が相次いで判明し、その一部に年金の不正受給等があったことをいう。

### 【基幹相談支援センター】

障害児者に対して総合的な相談を行ったり相談支援事業所や関係機関などの総合的に支援したりするほか、成年後見など権利擁護の利用支援や虐待防止のための取組みを行う専門機関のことをいう。

### 【救急医療情報キット】

ひとり暮らし高齢者などの災害時要援護者が災害時や病気等で緊急搬送時に、救急隊員が必要な情報を速やかに医療機関に伝えることを目的とするものである。

### 【給食サービス】

調理が困難な在宅の高齢者に食生活の改善及び安否の確認を行うことを目的として、十分なアセスメント結果により必要と認められる高齢者に栄養バランスのとれた食事を定期的に委託業者により配達を行う制度である。

### 【共生社会】

国民一人ひとりが豊かな人間性を育み生きる力を身に付けていくとともに、国民皆で子どもや若者を育成、支援し、年齢や障害の有無等に関わりなく安全に安心して暮らせる社会をいう。

### 【緊急通報システム】

緊急通報装置を利用することによって、緊急時に委託業者の支援センターを介して通報の必要性の有無を確認した上で消防本部に通報され、迅速で円滑な救助・援助を行う仕組みである。

### 【権利擁護】

自らの意思を表示することが困難な知的障害者等に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。

### 【健康寿命】

世界保健機関（WHO）が2000年に提唱した指標であり、一般に、健康状態で生活することが期待できる平均期間またはその指標の総称を指す。健康日本21（第2次）では、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間と定められている。健康寿命の指標として「日常生活に制限のない期間の平均」、「自分が健康であると自覚している期間の平均」と「日常生活動作が自立している期間の平均」がある。

### 【後見人(成年後見人・補佐人・補助人)】

知的障害や精神障害、認知症などにより、判断能力が十分でない人が、不利益を被らないよう家庭裁判所から選任され、援助してくれる人をいう。

### 【高齢者のみの世帯】

65歳以上の高齢者のみで構成される世帯のうち、ひとり暮らし高齢者を除く世帯をいう。65歳以上の人がいる世帯（高齢者世帯）に含まれる。

### 【子育て支援センター】

子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点施設です。子育て中の親子に対し、交流の場の提供、子育て相談、育児情報の提供、育児講座の実施、子育てサークルの支援などの活動を行っている。

### 【コミュニティワーカー】

地域社会において、地域ニーズや課題の解決を目指す住民諸組織、あるいは住民組織と専門機関の協働による組織的、計画的な活動を援助するコミュニティワークを用いて援助活動を行うソーシャルワーカーのことをいう。

### 【孤立死】

日常的に地域から孤立し、誰にも看取られることなく息を引き取り、かつ、相当期間放置されるような事例をいう。

## — さ 行 —

### 【災害時要援護者】

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々のことをいう。

### 【災害時要援護者支援制度】

ひとり暮らしの高齢者など、日常においても支援を必要とする人（要援護者）に対して、災害時などにおいて地域の中で避難介助や安否確認などの支援を受けられるようにする制度をいう。

### 【災害ボランティアセンター】

災害時に被災者等のニーズを把握し、被災地内外から支援に駆けつけるボランティアを適切にコーディネートするための機関をいう。

### 【在宅介護支援センター】

在宅介護の拠点として、介護に関する総合的な相談に応じるとともに適切なサービスが利用できるよう支援をします。電話相談は毎日24時間受け付けている。

### 【支え合いマップ】

福祉マップを発展させ、地域の課題と同時に資源や解決方法を確認するものである。

具体的には、福祉マップにおける地域の社会資源に加え、支援を必要とする要援護者が日常生活の中で誰と接しているかを聞き取り、地図上にその人との関係性を表していくものである。

結果として、公的な福祉サービスのほか、要援護者の私的な生活状況や人間関係を確認し、地域での支援に活かすことができる。

### 【サロン】

町内福祉委員会など住民主体による仲間づくりや生きがいづくりのためのつどいを開催する活動のことをいう。ほかにも本市ではおしゃべりや情報交換の場として児童センターや保健センターで「マタニティサロン」、「赤ちゃんサロン」等を開催している。

### 【自主防災組織】

自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯感に基づき結成された組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織である。

### 【自主防犯組織】

安全安心なまちづくりのために、「自分たちのまちは自分たちで守る」という防犯意識のもと、地域で自主的に防犯パトロールや登下校時の子どもの見守り活動などの防犯活動に取り組んでいる組織（ボランティア団体）である。

### 【指定特定相談支援事業所】

障害者等が障害福祉サービスを利用するにあたり、サービス等利用計画を作成するほか、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行う事業所のことである。

### 【児童クラブ】

保護者が仕事などにより昼間留守家庭になる小学校1年生から3年生の児童に対して、健全な育成を図るため、授業の終了後に預かり、適切な遊びや生活の場を提供する事業をいう。

### 【市民活動センター】

市民活動センター（愛称：わくわくセンター）は、市民交流センター内に設置され、市民活動に関する情報の収集及び提供並びに相談、市民活動を担う人材の育成、市民活動を行う者相互の連携及び交流の促進などを担っており、活動室・和室・作業室がある。

### 【市民交流センター】

市民交流センターは、世代を超えた市民相互の交流の促進及び市民活動の活性化を図るため、設置された施設である。多目的ホール・音楽室・会議室・調理実習室がある。

### 【就労移行支援】

就労を希望する障害者に、生産活動やその他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスをいう。

### 【手話】

聴覚障害者（ろう者）が中心となって使用する手指動作と非手指動作を同時に使う視覚言語である。

### 【小地域福祉活動】

単位福祉圏域(隣近所)と1次福祉圏域(町内)の圏域での住民による地域福祉を推進するための活動をいう。

### 【自立支援協議会】

相談支援事業を始めとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場をいう。

### 【スクールガード】

あらかじめ各小学校に登録した地域住民の方が、子どもたちの登下校時間に合わせ、通学路などの巡回パトロールや危険箇所の監視などを行う、学校安全ボランティアのことである。

### 【成年後見制度】

知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護し支援するための制度をいう。

### 【セーフティネット】

経済的な危機や何らかの安全が脅かされた場合にも、最低限の安全を保障してくれる、社会的な制度や対策をいいます。広義には、安全の保障と解されている。

### 【セルフヘルプ】

特定の問題を抱えた当事者が、自らの現状を自らで修正、改善する活動をいう。

### 【ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)】

現実の問題として、社会的不利を抱えた人（障害のある人、失業者、ホームレス、外国籍の人等）は孤立や経済的困窮に陥りやすい状況があるが、その中で「あらゆる人が孤立したり排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み支え合う」という理念。障害者については、障害ある人が同じ権利をもつ「人」として受け入れられ、必要な支援を受けながら、地域社会で共に生きていけるように学校・職場・地域が変わるべきであるという理念を障害者権利条約で掲げている。

## — た 行 —

### 【第三者評価】

事業者が事業運営における具体的な問題点を把握して福祉サービスの向上に結びつけるとともに、利用者が適切な福祉サービスを選択するための情報を提供することを目的として、事業者および利用者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から福祉サービスの質を評価する制度である。

### 【多文化共生】

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員として共に生きていくことをいう。出典「多文化共生の推進に関する研究会報告書（2006年3月 総務省）」

### 【地域ケア体制】

当事者が閉じこもりや孤立といった状態にならず、地域社会と関わり合いながら安心して生活できるよう、共助と公助により、当事者を見守り支えていく体制のことをいう。

### 【地域支援者】

災害時要援護者支援制度に登録された要援護者に対する日ごろの見守りや、災害時に可能な範囲で支援する人のことをいう。

### 【地域福祉活動】

第2次福祉圏域(地区社協)と第3次福祉圏域(市)の圏域での住民による地域福祉を推進するための活動をいう。

### 【地域福祉活動計画】

社会福祉協議会が策定する地域で住民や各種団体などが取り組む活動をまとめたものをいう。

### 【地域包括支援センター】

社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員の3つの職種がチームとなって、住みなれた地域で介護保険をはじめとしたさまざまな保健・福祉サービス、その他の社会的な支援を円滑に利用できるよう、総合相談・虐待防止・権利擁護、介護予防マネジメント、地域における包括的・継続的マネジメントなど総合的に支援していく機関である。

### 【地域密着型サービス】

高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域での生活を支えるための介護サービスとして平成18年4月に創設されました。原則として市町村の被保険者のみが利用できるサービスであり、市町村が指定・指導監督の権限をもっている。

### 【地区社会福祉協議会】

23ページ参照

### 【町内福祉委員会】

20ページ参照

### 【つどいの広場】

子育て中の親子が気軽に集い、スタッフや他の母親たちと相談、交流することで、安心して子育てできる場所を提供する事業をいう。

### 【点訳】

筆記文字文章を点字にすることである。

### 【特別支援教育(特別支援学校・特別支援学級)】

障害があることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについては、障害の種類、程度等に応じ、特別な配慮の下に、特別支援学校（平成 26 年度から養護学校の名称を使用している学校も特別支援学校に名称統一。ただし、盲学校、聾学校は除く。）や小学校、中学校の特別支援学級（平成 18 年度まで特殊学級）、において行われる教育をいう。

## — な 行 —

### 【認知症サポーター】

高齢者人口の増加による認知症対策として厚生労働省が平成 17 年から「認知症サポーターキャラバン」事業を実施しています。研修を受けた講師役の「キャラバン・メイト」が、全国各地で一般市民を対象に「認知症サポーター養成講座」を開催。90 分の講座で認知症の基礎知識を身につけた「認知症サポーター」が地域で認知症の人を支えることを目指している。

### 【ネグレクト】

幼児、児童、高齢者、障害のある人などに対し、その保護、世話、養育、介護などを怠り、放任する行為をいう。

身体的、精神的、性的虐待とならぶ虐待のひとつである。

### 【ノーマライゼーション】

障害のある人や高齢者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、すべての人々を包含する地域社会のあり方をいう。

## — は 行 —

### 【バリアフリー】

障害のある人が社会生活をする上で障壁（バリア）となるものを除去することをいい、具体的には段差等の物理的障壁の除去をいう。

### 【ピアカウンセリング】

障害のある人同士のグループや患者会の自助グループで用いられ、同じ境遇にある仲間同士でしか理解しえないことを語り、互いに支持し合えるカウンセリングをいう。

### 【ひとり暮らし高齢者】

65歳以上の高齢者が単独で構成される世帯のことをいう。特に市に登録をした人をひとり暮らし高齢者登録者という。65歳以上の人がいる世帯（高齢者世帯）に含まれる。



### 【ファミリーサポートセンター】

小学校6年生以下の児童を対象に、保護者の通院や冠婚葬祭、保育園の送迎又は心身のリフレッシュなどの場合に、会員同士により有料で預かる相互援助活動です。会員は、事前の登録制で、子育ての手助けをして欲しい「依頼会員」と、子育ての協力をする「提供会員」がある。

### 【福祉事業者】

福祉サービスを提供する事業所を運営委する事業者の総称。本計画では分野を限定せず、事業者全般を指している。

### 【福祉体験】

音訳や点訳、手話など高齢者や障害のある人などの当事者への支援方法を体験したり、装具などを利用し高齢者など当事者の経験をすることをいう。

### 【福祉電話】

継続して安否の確認を必要とするひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯、外出困難な重度障害のある人を対象に、指定した曜日の朝に電話訪問をする。電話機のない人には電話機の貸し出しをしている。

### 【福祉マップ】

住民自らが住宅地図上に福祉施設や関係機関、要援護者などの情報を記入したものをいう。

### 【フォーマルサービス】

制度に基づいて公的な機関が行う福祉サービスのことで、インフォーマルサービスの対義語です。

### 【法人後見】

知的障害や精神障害、認知症などにより、判断能力が十分でない人に対し、家庭裁判所から選任され、援助する社会福祉法人や社団法人、特定非営利活動法人などの法人格を持った団体をいう。

### 【訪問型見守り活動】

要援護者等の支援を必要とする住民の自宅への家庭訪問を行うことで見守りを実施する活動である。安城市独自の造語である。

## — ま 行 —

### 【見守り活動】

ひとり暮らしの高齢者等について、訪問等を通して、生活異変を早期に発見し、安心して暮せるようにするための活動をいう。

### 【民生委員児童委員】

～ページ参照

## — や 行 —

**【友愛訪問】**

老人クラブの自主事業のひとつとして、65歳以上のひとり暮らし高齢者で希望者に安否の確認や話し相手として、地区の老人クラブ員が週に2回程度の訪問をしている。

**【ユニバーサルデザイン】**

年齢や性別、障害の有無に関係なく、誰もが使いやすい配慮がなされたデザインをいう。

**【養護学校】**

特別支援教育（特別支援学校・特別支援学級）を参照

**【要約筆記】**

聴覚障害者の中で、主に中途失聴者や難聴者などに対する情報提供手段のひとつ。口話などの音声を紙に筆記するなどの方法で行う。

## — ら 行 —

**【リフォームヘルパー】**

住宅改修のことで、要援護高齢者や身体に重度の障害がある人のいる家庭を対象に相談や助言等のサービスを行う介護福祉士、建築士等の専門職をさしている。

**【療育】**

障害をもつ子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育をいう。

## — わ 行 —

**【ワークショップ】**

参加者が主体的に話し合いを進めていく中で、相互に意見を取り入れながら、問題意識を高め合い、問題の明確化、解決策の提示などを具体化しようとする手法をいう。

**【若年無業者】**

概ね15歳から39歳で、仕事に就いておらず、家事も通学もしていない者のことをいう。